

日立港ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合には本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計および会場監督並びに、本細則第3条第1節に基づいて選出される8名以下の理事により構成される。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前の例会に、会員は、会長、幹事、会計および空席になっている8名以下の理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 指名委員会。本クラブに指名委員会を設置する。

(a) 議長は現会長が務める。

(b) 委員の構成は現会長を含むパスト会長とする。

(c) 年次総会において選挙される、会長及び理事、役員の候補者を推薦指名することを任務とする。

(d) 候補者の選出は11月末日までに完了するものとする。

第6節 各役職の任期は以下の通りである。

会長：1年

会計：1年

幹事：1年

会場監督：1年

理事：1年

第4条 役員の仕事

第1節 会長は、クラブの会合および理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第5節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第6節 会計は、すべての資金を管理し、年次財務報告を行う。

第7節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は木曜日12時30分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はクラブの会員全員にしかるべく通告される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または2名の理事の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 入会金と会費

第1節 本クラブの入会金は10,000円とする。

第2節 今クラブの会費は年額190,000円とする。毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。ただし、申請により四半期ごと年4回に分けて納入することを認めるものとする。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

第3節 パスト・サービス会員（現職から引退はしたが、RI定款第5条第2節下にロータリー会員の資格を備えており、クラブへの入会を許可された者。退職・継続会員）の年会費は、140,000円とし、会員身分の終結まで本措置を継続するものとする。納入については前2節に準ずるものとする。

年度途中の入会の場合は、入会月以降の当該年度末までの年会費は月割計算で徴収する。

第4節 臨時会費等については、別に定める基準により納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、定款第11条第6節に挙げられた委員会から成る。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。常設委員会の任務は次の通りである。

●会員組織委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施する会員増強委員会と会員にロータリー情報の浸透を図り、かつ一般の人々にロータリーについての情報を提供する情報・広報委員会で構成する。

●クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものであり、会場監督、親睦活動、プログラム、会報・雑誌の各委員会をもって構成する。但し、会長が必要と認めるときは理事会の承認の下、委員会の構成を変更することができる。

●奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものであり、職業奉仕、社会奉仕、青少年奉仕、インターアクト、国際奉仕の各委員会で構成する。前項の但し書きはこれを準用する。

●ロータリー財団・米山記念奨学会委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団および米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

●その他

必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金はクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は7月1日より6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 会員が、入会候補者を、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会および会員増強委員会に推薦する。または他クラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、これをクラブ幹事を通して、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第4節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節 クラブは、クラブ定款に従い理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則ロータリー章典と矛盾してはならない。

付記

本クラブ定款・細則の改定履歴

制 定	1977年 5月 26日	2015年 10月 1日
改定歴	1983年 3月 17日	2017年 7月 6日
	1983年 8月 4日	2018年 6月 28日
	1989年 12月 28日	2018年 12月 13日
	1996年 6月 30日	2019年 12月 5日
	1998年 6月 30日	2020年 6月 25日
	1999年 3月 30日	
	1999年 5月 20日	
	2002年 8月 29日	
	2006年 7月 20日	
	2008年 6月 26日	
	2011年 4月 1日	
	2012年 4月 26日	
	2013年 6月 6日	
	2013年 9月 5日	
	2014年 9月 18日	